

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成29年4月10日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）参加申込期間

平成29年4月11日午後1時から同月27日午後11時まで

（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

2 公売（入札）期間

平成29年5月9日午後1時から同月16日午後1時まで

（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

3 公売の場所

ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上

4 公売の方法

期間入札

5 売却決定の日時

平成29年5月23日午前10時

6 売却決定の場所

京都市行財政局税務部収納対策課

7 買受代金の納付期限

平成29年5月23日午後2時30分

8 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

10 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

## 11 その他事項

- (1) 公売財産の入札に参加をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。
- (2) 公売保証金の納付は、自己名義などのクレジットカード、直接又は銀行窓口振込みによる納付によるものとします。ただし、クレジットカードによる納付は、「公売参加者がヤフー株式会社に対して、クレジットカードによる公売保証金納付及び返還事務に関する代理権の付与並びにクレジットカードによる請求処理をヤフー株式会社の必要によって第三者へ委託し、公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で公売参加申込者の個人情報を当該委託先へ開示することの承諾及びインターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意していること」を条件としたヤフー株式会社を代理とするクレジットカードによる納付に限るものとします。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。また、見積価額以上で最高の価額の入札者が二人以上ある場合、追加入札は開札の日に開札に引き続いて期日入札の方法により行います。

なお、最高価申込者の決定にあたっては、最高価申込者のYahoo! JAPAN IDを最高価申込者の氏名（名称）とみなします。
- (4) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。

なお、公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。
- (5) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
- (6) 本市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (7) 落札された公売物件は、いかなる理由があっても返還又は返品できません。
- (8) 物件の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課及び各税務センターに備え付けています。
- (9) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
- (10) 入札者等が自己に関わる情報等を第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、本市は何ら補償しません。

(11) その他については、京都市インターネット公売ガイドラインによります。

なお、その内容については、行財政局税務部収納対策課のホームページで閲覧することができます。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財1

2 見積価額

15,450,000円

3 公売保証金

1,550,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市左京区上高野車地町

地 番 123番8

地 目 宅地

地 積 33.90㎡

(2) 土地

所 在 京都市左京区上高野車地町

地 番 123番9

地 目 宅地

地 積 73.65㎡

(3) 土地

所 在 京都市左京区上高野車地町

地 番 123番10

地 目 宅地

地 積 19.27㎡

(4) 建物

所 在 京都市左京区上高野車地町 123番地9, 123番地8, 123番地  
10

家屋番号 123番9

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 52.29㎡

2階 28.35㎡

以上登記簿による表示

## 5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、地下鉄烏丸線「国際会館」駅から東方へ約0.95km（道路距離）に位置する。
- (2) 公売財産(1)、(2)及び(3)は、間口（西側）約8.3m、奥行約17mの不整形地であり、西側が幅員約6mの舗装市道（建築基準法上の道路）にほぼ等高に接面し、公売財産(4)の敷地として利用されている。
- (3) 公売財産(1)、(2)及び(3)のほぼ中央部分の上空を特別高圧架空電線路（77,000V）が北西から南東にかけて通過しており、架空電線路の最下垂時における高さから3.75mを控除した高さを超えた建造物の施設及び立竹木の植栽の禁止等を目的とした地役権が昭和41年12月28日に設定、登記されている。当該地役権の設定範囲は102.51㎡に及び、当該設定部分は公売財産(1)、(2)及び(3)ほぼ中央部で全体の約81%を占める。
- (4) 権利者によると、地役権設定契約に係る対価は、契約締結時に一括支払済みである。
- (5) 公売財産(4)の建築時期は昭和58年6月頃であり、築後33年程度を経過した戸建て住宅であり、外観調査のため設計、意匠、建物内部の使用資材や設備の状態、老朽化の程度等の詳細は不明であるが、公売財産(4)の維持管理の状態は低位と推定される。

## 6 法的規制、利用状況等

- (1) 第1種低層住居専用地域、指定建蔽率40%、指定容積率60%、10m高度地区、日影規制（一）、敷地面積の最低限度100㎡、風致地区第3種地域、屋外広告物第2種地域、屋外広告物等に関する条例第11条第1項第6号に規定する鉄道及びその隣接区域
- (2) 公売財産(4)の登記簿数量を前提とした対象不動産の実際使用建蔽率及び実際使用容積率はそれぞれ約41%及び約64%となり、基準建蔽率及び基準容積率を超過している。ただし、京都市都市計画局建築審査課保管の建築計画概要書によれば、新築当時において有効に建築確認を受けており（完了検査は未済）、公売財産(4)の遵法性については別途詳細調査が必要となる。
- (3) 公売財産には平成29年3月現在、占有者がいる。賃貸借契約等の権利関係は不明

である。

7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課  
TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)